

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成19年  
3月30日  
(金曜日)

## 目次

告示	八
対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止(自然保護課)	一
特定鳥獣の捕獲等をする期間の延長に関する告示の一部改正(自然保護課)	一
特定鳥獣の捕獲等の禁止及び制限の解除(自然保護課)	一
道路の区域の変更(道路整備課)	二
道路の供用の開始(道路整備課)	二
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(都市計画課)	三
公告	三
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	三
鳥獣保護事業計画の公表(自然保護課)	四
特定鳥獣保護管理計画の公表(三件)(自然保護課)	四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	五
換地処分届出(二件)(農村整備課)	五
林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定(森林企画課)	六
一般競争入札の実施(都市計画課)	六
漁業法第六十七条第一項の規定による告示	八



### 山口県告示第百五十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十二条第二項の規定により、次のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 禁止する猟法 くくりわなの架設
- 二 猟法を禁止する区域 下関市及び長門市の全域
- 三 猟法を禁止する期間 平成十九年十一月一日から平成二十四年三月三十一日まで

### 山口県告示第百五十九号

特定鳥獣の捕獲等をする期間の延長に関する告示(平成十六年山口県告示第五百四十五号)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関成

- イノシシの三 延長後の捕獲等をする期間に関する部分中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「翌年の二月末日」を「翌年の三月十五日」に改める。

- ニ ホンジカの二 捕獲等をする期間を延長する区域に関する部分中「、豊浦郡、美祿郡及び大津郡」を「及び美祿郡」に改める。

- ニ ホンジカの三 延長後の捕獲等をする期間に関する部分中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「翌年の二月末日」を「翌年の三月十五日」に改める。

### 山口県告示第百六十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、次のとおり特定鳥獣の捕獲等の禁止及び制限を解除する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 捕獲等の禁止を解除する特定鳥獣 メスジカ
- 二 捕獲等の禁止を解除する区域 下関市、長門市、美祿市及び美祿郡の全域
- 三 捕獲等の禁止を解除する期間 平成十九年四月一日から平成二十年四月十五日まで

- 一 捕獲等の数の制限を解除する特定鳥獣 ニホンジカ
- 二 捕獲等を行うことができる数 一日当たり二頭
- 三 捕獲等の数の制限を緩和する区域 下関市、長門市、美祢市及び美祢郡の全域
- 四 捕獲等の数の制限を緩和する期間 平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

**山口県告示第百六十一号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年三月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
 路線名 山口徳山線  
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
防府市大字久兼字土井前一〇四八の 一地区から 同市 同大字字岩廻六五九の一地区 まで	最狭 一七・〇二	最狭 八三・六〇	六二・四	六二・四	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道  
 路線名 山口阿知須宇部線  
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
山口市嘉川字千見折下村一〇〇九地 先から	最狭 一四・一八	最狭 一九・八	一一五・〇		

区 間	新	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
同市嘉川字千見折山二二三の二地区 先から まで	最狭 一〇七・八九	一一五・〇		道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道  
 路線名 美祢小郡線  
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
美祢市伊佐町伊佐字百合野五四七の 三地区から 同市伊佐町伊佐 同字五四九の四地 先まで	最狭 一三三・二〇	最狭 二二三・八〇	六五・〇	七〇・〇	道路改良工事の 完了による。

**山口県告示第百六十二号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年三月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口徳山線	防府市大字久兼字土井前一〇四八の一地区から 同市 同大字字岩廻六五九の一地区先まで	平成十九年三月三十一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口阿知須宇部線	山口市嘉川字千見折下村一〇〇九地区から 同市嘉川字千見折山二二三の一地区先まで	平成十九年三月三十一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口県道 美称小郡線	美称市伊佐町伊佐字百合野五四七の三地从先から 同市伊佐町伊佐 同字五四九の四地先まで	平成十九年三月三十一日

山口県告示第百六十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線栄川大橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工第二工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線栄川大橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工第二工区）
- （一） 工事場所 宇部市大字小串字沖ノ山から同市大字藤曲字昭和開作までの間
- （二） 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
鋼床版箱桁形式橋りょう	一七九・六メートル	二三・七四（車道一四・〇メートル）

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

- （一） 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（鋼構造物工事業に係るものに限る。）を受けていること。
  - 2 出資比率が二十パーセント以上であること。
- （二） 共同企業体の代表者の平成十九年三月二十九日までに国土交通大臣又は都道府県

知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の鋼橋上部工事の数値が千二百五十以上であること。

- （三） 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- （一） 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十九年山口県告示第百六十四号）三に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- （二） 申請書等の提出場所  
山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所 宇部市港町一丁目五番七号

- （三） 申請書等の提出期間  
随時とする。

- （四） 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所（電話〇八三六一二一―三三四五）にすること。



（二四九） 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年五月

二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。  
平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年三月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 防府なび

代 表 者 の 氏 名 安藤 二郎

主たる事務所の所在地 防府市大字新田七六三番地一

三 定款に記載された目的

防府市を愛する人々に対して防府市の地域の情報を適切に発信する防府市ポータルサイトの開設及び運営の事業を行い、多くの人が防府市に愛着を持ち、防府市に住む人々及び土地を愛し、更に防府市へ移住することを促進することにより、防府市の新たなまちづくりに寄与すること。

(二五〇) 鳥獣保護事業計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四条第一項の規定により、平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間における鳥獣保護事業計画を定めたので、次の要領により公表します。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 計画の内容

- (一) 鳥獣保護事業計画の計画期間
- (二) 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
- (三) 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- (四) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
- (五) 特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに猟区に関する事項
- (六) 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項
- (七) 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
- (八) 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項
- (九) 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

(十) その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項  
縦覧の場所

山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

(二五一) 特定鳥獣保護管理計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七条第一項の規定により、平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間における特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画を定めたので、次の要領により公表します。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 計画の内容

- (一) 特定鳥獣の種類
- (二) 特定鳥獣保護管理計画の計画期間
- (三) 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
- (四) 特定鳥獣の保護管理の目標
- (五) 特定鳥獣の数の調整に関する事項
- (六) 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- (七) その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項

二 縦覧の場所

山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

(二五二) 特定鳥獣保護管理計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七条第一項の規定により、平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間における特定鳥獣(ツキノワグマ)保護管理計画を定めたので、次の要領により公表します。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 計画の内容

- (一) 特定鳥獣の種類
- (二) 特定鳥獣保護管理計画の計画期間

- (三) 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
  - (四) 特定鳥獣の保護管理の目標
  - (五) 特定鳥獣の数の調整に関する事項
  - (六) 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
  - (七) その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項
- 二 縦覧の場所
- 山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

(一五三) 特定鳥獣保護管理計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七条第一項の規定により、平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間における特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画を定めたので、次の要領により公表します。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 計画の内容
- (一) 特定鳥獣の種類
  - (二) 特定鳥獣保護管理計画の計画期間
  - (三) 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
  - (四) 特定鳥獣の保護管理の目標
  - (五) 特定鳥獣の数の調整に関する事項
  - (六) 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
  - (七) その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項
- 二 縦覧の場所
- 山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

(一五四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年十一月十四日山口県公告(五七二)に係る大規模小売店舗について次のとおり萩市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年三月三十日から同年五月一日までの間、山口県商工労働部商政課並びに萩市商工観光部商工課、萩市川上総合事務所、萩市田万川総合事務所、萩市

むつみ総合事務所、萩市須佐総合事務所、萩市旭総合事務所及び萩市福栄総合事務所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 榑東ショッピングパーク
  - 所在地 萩市大字榑東二八八〇の一
- 二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。

(一五五) 換地処分の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、山口市御馬地区の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 換地処分をした年月日
- 平成十九年三月十六日
- 二 換地処分をした権利者数
- 三十三人

(一五六) 換地処分の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、萩市御蔵廻地区の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 換地処分をした年月日
- 平成十九年三月十九日



二 換地処分をした権利者数  
九人

(二五七) 林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定

林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第四条第一項の規定により、次のとおり林業労働力の確保の促進に関する基本計画を定めました。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関成

一 林業労働力の確保の促進に関する基本計画の内容

縦覧に供する林業労働力の確保の促進に関する基本計画のとおり

二 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課及び各農林事務所

(二五八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

(一) 工事名

宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線栄川大橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工第二工区)

(二) 工事場所

宇部市大字小串字沖ノ山から同市大字藤曲字昭和開作までの間

(三) 工事の概要

鋼床版桁形式橋りょう	構 造	延 長	道 路 幅 員
一七九・六メートル		二三・七四	二五・五五メートル (車道一四・〇メートル)

(四) 工期

この入札により締結する契約に係る議会の議決のあった日の翌々日から約四十五箇月間

(五) その他

この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の工事である。

二 工事概要書及び入札説明書等の配布

(一) 場所

宇部市港町一丁目五番七号 山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所

(二) 日時

平成十九年三月三十日から同年四月十三日までの午前九時から午後四時三十分まで

三 入札参加資格

入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十九年山口県告示第六十三号。以下「告示」という。)に基づき資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 共同企業体が地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(二) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 政令第六十七条の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
- 2 一に掲げる工事(以下「本工事」という。)において他の共同企業体の構成員でないこと。
- 3 平成十九年三月三十日から同年八月十三日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づき指名停止を受けていないこと。

(三) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 平成九年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に元請負人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)として道路の鋼橋上部工事で斜張橋又は吊り橋の製作から架設までを施工した実績を有していること。

- 2 鋼構造物工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条第四項の国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を受講した監理技術者（以下「監理技術者」という。）で、平成九年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に元請負人又は共同企業体の構成員（出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。）の監理技術者又は建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）として道路の鋼橋上部工事で斜張橋又は吊り橋の製作から架設までの工事に従事した経験を有する者を一に掲げる工事（以下「本工事」という。）の工事現場に専任で配置できること。ただし、本工事に使用する鋼箱桁<sup>げら</sup>と他の鋼橋上部工事に使用する鋼構造物を同一の工場において一元的な管理体制の下に製作する場合における当該工場内のみにおいて作業を行っている期間については、専任であることを要しない。
- (四) 共同企業体の代表者以外の者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 平成九年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に元請負人若しくは共同企業体の構成員（出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。）として、道路の鋼橋上部工事を施工した実績を有していること。
  - 2 主任技術者を本工事の工事現場に専任で配置できること。
- 四 設計図書<sup>しやうぎゆ</sup>の縦覧及び配布
- (一) 縦覧の場所及び日時
- 1 場所  
山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所
  - 2 日時  
平成十九年七月二十三日から同年八月十日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (二) 配布の場所及び日時
- 1 場所  
山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所
  - 2 日時  
平成十九年七月二十三日から同年八月十日までの午前九時から午後四時三十分まで
- 3 対象者  
十一の(四)の入札参加資格の要件の確認を受けた者に配布する。
- 五 契約条項を示す場所

- 山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所
- 六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所  
山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所
- (三) 受領期限  
平成十九年八月十日午後四時三十分（入札書を持参する場合は、平成十九年八月十三日午前十時）
- 七 入札を執行する場所及び日時
- (一) 場所  
宇部市港町一丁目五番七号 山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所会議室
- (二) 日時  
平成十九年八月十三日 午前十時
- 八 入札保証金  
免除する。
- 九 無効入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 十 落札者の決定方法  
山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十一 その他
- (一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否

要

- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類(告示に基づく資格審査を申請した者については、1、2及び6に掲げる書類)を平成十九年五月二十八日午後四時三十分までに山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成十九年七月二十日までに発送する。
  - 1 同種の工事の施工実績について記載した書類
  - 2 監理技術者及び主任技術者の資格及び工事経験について記載した書類
  - 3 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類
  - 4 総合評価値通知書の写し
  - 5 特定建設業の許可通知書の写し
  - 6 監理技術者(平成十六年二月二十九日以前に、現に有する監理技術者資格者証の交付を受けたものを除く。)が登録講習を受講した者であることを証する書面
- (五) 見積書の提出
 

入札参加資格の要件の確認を受けようとする者は、(四)に掲げる書類を提出する際、別に定めるところにより、本工事の一部の工程に係る工事費の見積書を提出しなければならない。
- (六) この入札については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札書を提出することができる。
- (七) この入札に係る請負契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。
- (八) 契約保証金
 

契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (九) 契約締結後の技術提案
 

契約締結後、当該請負人は、設計図書の変更の案を記載した書類を提出することにより、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の提案をすることができ、この場合において、当該提案を適当と認めるときは、設計図書を変更するとともに、必要があると認めるときは、請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細については、仕様書による。

(十) 詳細については、山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所(電話〇八三六二一一三三四五)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Urban Planning Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture
- (2) Name of construction: Bridge work for Ube city planning road 1・4・2 Ube Wanganen (The second area of superstructure work for the construction of Sakaekawa-Ohashi Bridge (provisional name))
- (3) Outline of construction: Steel deck box girder bridge, length: 179.6 meter, width: 23.74~25.55 meter (road way: 14.0 m)
- (4) Place of construction: From Aza Okinoyama, Oaza Kogushi, to Aza Syouwa-kaisaku, Oaza Fujinagari, Ube City
- (5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: General Affairs Division, Yamaguchi Prefecture Ube Onoda Wanganouro Construction Office, 5-7, 1 chome, Minato-machi, Ube City
- (6) Time-limit for tender: 4:30 P. M., August 10, 2007 (In case of bringing a tender: 10:00 A. M., August 13, 2007)



**山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第一号**

漁業法(昭和二十四年法律第一百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成十九年三月三十日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 山根勝法

一 指示の内容

殻長三センチメートル以下のあさりは、採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業を内容とする共同漁業権に基づき種苗として採捕する場合又は山口県漁業調整規則(昭和四十二年山口県規則第十一号)第五十条第一項の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。



二 適用海域

山口県瀬戸内海海区

三 指示の有効期間

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

一 指示の内容

次のアからオまでの点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（最大高潮時海岸線から五百メートル以内の海域を除く。）において、投びようして、かつ、釣りによって水産動物を採捕してはならない。

ア 柳井市平郡島長崎突端

イ 伊予灘航路第六号灯浮標（北緯三三度四二分四八秒東経一三三度一三分）

ウ 伊予灘航路第七号灯浮標（北緯三三度四四分一八秒東経一三三度一七分五四秒）

エ 伊予灘航路第七号灯浮標（北緯三三度四四分一八秒東経一三三度一七分五四秒）

オ 平郡水道第三号灯浮標（北緯三三度五〇分東経一三三度一七分三六秒）とを結んだ線と柳井市掛津島北端と大島郡周防大島町小水無瀬島北端を結んだ線との交点

才 柳井市平郡島平郡漁港羽仁A防波堤基部

二 指示の有効期間

平成十九年五月一日から同年十月三十一日まで

平成十九年三月三十日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）